国立研究開発法人情報通信研究機構の第5期中長期目標(案)に対する サイバーセキュリティ戦略本部の意見

令和3年2月9日 サイバーセキュリティ戦略本部決定

ますます複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応し、サイバーセキュリティ対策の抜本的な強化を図るためには、サイバーセキュリティ戦略(平成30年7月27日閣議決定)等を踏まえ、関係機関の知見を活用していくことが必要である。

国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号)第14条第1項第7号に掲げる業務として、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「NICT」という。)が行うサイバーセキュリティに関する演習については、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第13条及び第14条に定める演習として、サイバーセキュリティ人材の育成のために重要な役割を果たすものである。

その実施に当たっては、サイバーセキュリティ戦略を踏まえ、複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応し、かつ、組織や企業のニーズに対応した人材の育成に努めることが求められる。

また、国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第8条第2項に規定する業務として、NICTが行うパスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査(以下「IoT機器調査」という。) については、IoT機器に対するサイバー攻撃等の深刻化に対応し、ネットワークの安全・信頼性を確保する観点から重要な役割を果たすものである。

その実施に当たっては、サイバーセキュリティ戦略を踏まえ、産官学民及び民間企業 相互間の連携と役割分担の下で進めることが求められる。

以上の考えに照らし、サイバーセキュリティ戦略本部としては、示された中長期目標 案については、妥当な内容である、と判断する。

なお、NICTが、この中長期目標を踏まえ適切に業務運営を行うよう、総務大臣に対し、 以下の事項を要請する。

- (1) サイバーセキュリティに関する演習の実施について、以下の点に留意すること。
 - ① サイバーセキュリティに関する演習の内容は、対象となる組織の実情や最新のサイバー攻撃の動向を踏まえたものとするほか、組織横断的な調整能力や発生した事態に対するマネジメント能力等の向上にも配慮する等、より実効性の高いものとするよう努めるとともに、適時に見直しが行われること。
 - ② 参加した組織に対し、サイバー攻撃の対応能力向上についてアンケート調査や 聞き取り調査等を行い、これをNICTにおける知見や研究開発にフィードバックし、 演習内容の改善に努めること。
 - ③ サイバーセキュリティに関する演習の着実な運用のため、必要な演習費用の確保や実施体制の充実に向けた検討を進めること。
 - ④ 様々な主体が実施する演習について、有機的連携が確保されたものとするよう、

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) をはじめとする関係省庁との連携に努めること。

- (2) IoT機器調査の実施について、以下の点に留意すること。
 - ① IoT機器調査の内容は、対象となるIoT機器の実情や最新のサイバー攻撃の動向を踏まえたものとするほか、IoT機器を踏み台にした大規模なサイバー攻撃を防止するため、パスワード設定等に不備のある機器に係る利用者に広範に注意喚起ができるよう、実効性の高いものとするよう努めるとともに、適時に見直しが行われること。
 - ② IoT機器調査の実施に当たっては、十分な周知を行うとともに、機器の利用者への影響等を十分考慮すること。また、適切なパスワード設定等の必要性についても周知活動を行うこと。
 - ③ IoT機器調査の結果については、NICTにおける知見や研究開発にフィードバックし、調査手法の高度化に努めるとともに、NISCをはじめとする関係省庁に対し、必要に応じて情報共有を行うこと。
 - ④ IoT機器調査を効果的かつ効率的に実施するため、必要な調査費用の確保や実施体制の充実に向けた検討を進めること。
 - ⑤ 既に流通しているIoT機器等については、利用者、製造事業者、電気通信事業者等の様々な主体が関係することから、これら主体間の連携が確保された取組となるよう努めるとともに、NISCをはじめとする関係省庁との連携に努めること。
- (3) 中長期目標を踏まえたサイバーセキュリティに関する演習及びIoT機器調査の実施状況については、年次報告において毎年度の実績をサイバーセキュリティ戦略本部に報告すること。また、NISCからの求めに応じて適宜報告を行うこと。
- (4) サイバーセキュリティ戦略等について、サイバーセキュリティに関する演習及び IoT機器調査に関係する重要な改正がなされた場合は、その改正内容を踏まえ、必要 に応じ、中長期目標の改正等の必要な措置を講じること。

以上